

ひな型に頼りすぎていないか?

平成10年9月8日 第三種郵便物承認 平成24年10月21日発行(毎月21日発行)

# ビジネス法務 10

OCTOBER  
2012  
Vol.12 ○ No.10  
中央経済社

東京商工会議所・各地商工会議所主催ビジネス実務法務検定試験対応

## 契約書のプロに なるための 思考回路

- 契約書をゼロから作成する思考プロセス
- 裁判・紛争を想定する重要性
- 立場が弱いとき
- 契約書が長いとき
- 時間がないとき



特集2

### 東南アジア進出ガイドブック

対談

### 日本の成長戦略を支える企業法制の提言

江頭憲治郎 × 武井一浩

ビジネス実務法務検定試験 演習問題

速報!  
会社法改正  
要綱案

# インドネシア・タイ進出時 から押さえたい 撤退に関する重要ポイント

PT. Tokyo Consulting  
ディレクター 加藤大和  
Tokyo Consulting Firm Co., Ltd.  
ディレクター 小林平悟



## 1 インドネシア

日本の会社経営において、長く継続し利益を上げる会社が美徳と思われるケースもあるが、こと海外においては、設立した当初からの社内事情の変化、パートナー、取引先、および経済環境の変化に大きく経営判断を左右される。その意味で、事業計画上、長く継続して事業経営を行うというよりむしろ、設立当初から撤退のリスク、撤退のプランニングを検討しておくことが重要と言える。

実務上、会社の解散業務は、①会社法ならびに定款の記載に基づく諸手続、②債務整理、③労務上の問題（従業員の整理、解雇）、④税務番号（NPWP）の抹消手続、の4点を行う必要がある。①～④の論点を中心にそれぞれの手続と注意点について検討する。

### (1) 会社法・定款の記載に基づく諸手続

会社法の142条1項は、会社の解散事由を規定しているが、同条項によれば、会社の解散は、株主総会の特別決議が必要とされ、議決権ベースで4分の3以上の賛成が必要となる。決議後、株主総会により選任された管財人が

資産・負債整理等の一連の会社清算手続を行うが、同管財人は通常、現地の弁護士が選任される。清算手続が終了すると、管財人は株主総会へ清算報告を行う。その後、清算会社は、官報への公告ならびに、法務人権省の登記抹消を行う。その他、投資調整庁および商業省の登録の抹消も必要となる。

撤退における法務上の問題が生じるのは、合弁会社の撤退の場合と言える。合弁での会社設立に当たっては、上記の解散に必要な出資比率を念頭に、契約段階での持分を決める必要がある。この特別決議の規定は定款で加重することが可能であるため、特にパートナーが少数株主の場合、当該議決事項を定款において、全株主の承認を要する事項等へ変更を要求する場合がある。その意味でも合弁契約と定款において、特に出資割合、役員構成・選任権、株主総会の決議事項、決議要件の観点から、整合性を確認する必要があるであろう。

また、これは、撤退に限ったことではないが、合弁に当たって出資比率等を決めるのみならず、株式の譲渡制限を付けることも重要である。これにより議決権行使における想定外のリスクを減らすことができる。

さらに合弁時の撤退リスクを減らす上で、両者の合意事項として撤退を検討するトリガーとなる事由をあらかじめ、合弁契約の段階で言及しておく必要がある。例えば、3会計期間連続して赤字を計上する場合、撤退を検討するといったものである。両者の共通認識を確認すると同時に、相手に撤退リスクを認識させることにより、当該事業に対するパートナーの本気度を理解する指針にもなる。

会社設立の実務の観点からすると、合弁での現地法人を設立する場合、BKPM（インドネシア投資調整庁）での投資登録の段階で、合弁契約書の提出が必要であるため、上記の内容を盛り込んだ上で、合弁契約ならびに設立スケジュールを立てる必要もある。

このように、進出に当たって合弁を選択するということは、撤退リスクを負うものだという認識で、合弁によるメリットとの比較考量の観点が重要となる。

## (2) 債務整理

会社の解散に当たっては、債務整理が必要だが、解散を余儀なくされる会社の場合、債務超過となっている場合が多く、親子ローンを組んでいるときは、その債務放棄により整理を行うこともあるが、親会社が子会社のローンを放棄すると、子会社側には雑収入として計上されるため、当該収入に関する税務上の追徴のリスクがある。

加えて、2011年12月のBKPMの内規により、現在製造業・非製造業共に、30億ルピア相当（約3,000万円）の資本金設定、100億ルピア相当（約1億円）の投資計画（借り入れと資本金）の設定が指導されている。上記の観点を考慮し、会社設立時における資本金の設定、借入計画、借り入れの源泉について、解散・撤退も視野に入れた中長期的観点から練る必要があるであろう。

## (3) 労務上の問題

続いて従業員の整理解雇について検討する。労働法（2003年第13号）164条3項によると、会社の不可抗力を理由とせず、合理化を目的とする会社解散について、解雇手当（退職手当／功労金／損失補償金）を規定額支払うことにより、労働者の解雇ができる旨を規定している。ただし、これはあくまで規定上の最低額であり、総じて労使との交渉の段階で決着するには、それ以上の経費に加えて時間を要する。企業側も、労働者側の生活不安を汲み取り、交渉の段階で誠意を見せることが重要である。

解雇の実施は企業側・労働者双方にインパクトが強いものである。したがって、労務管理上、契約社員・派遣社員の併用等、労働調達源泉をうまく活用し、解雇を減らす方向で清算ができるよう清算に至るまでのプランニングを1年、2年単位で行うことが重要である。

会社の設立に当たっては、就業規則の作成に当たって、解雇事由に会社の解散を記載し、その場合の補償額を上記労働法の規定に基づいて言及しておく必要があるであろう。

## (4) 税務番号（NPWP）の抹消手続

最後に、一番厄介な税務番号の返還について検討する。上記の法規上の会社の抹消手続（登記／投資調整庁／商業省）が終了した後、会社は、同社が所有する税務番号の返還申請を行う。同手続には、税務署の調査が伴い、追徴のリスクのほか、多くの時間を要することになる。

国税通則法（2007年第28号）2条7項によると、税務番号の返還の申請に対し、個人納税者の場合は、完全な申請を受領した日から6カ月、法人納税者に対しては12カ月以内に決定を下さなければならないという条文の基準がある。しかし、当該「完全な申請」の定義は不明瞭であり、それ以上の期間を要して

いるのが実態である。

## 2 タイ

タイは、外国人事業法により外資マジョリティでの進出を規制されている業種が多くあり、日系企業においても合弁で進出しているケースが多い。合弁で進出する場合は、タイの合弁先と合弁契約書を締結することになる。

進出後、事業が上手くいっている間はこの合弁契約書を見直す機会はあまりないとは思うが、こと会社の清算時（合弁契約解消時）には、合弁契約書を精査する必要があり、その際に思ってもみなかつた落とし穴が見つかるものだ。これは、進出時に最悪のケースまで想定し、先の清算（契約解消）に至るまでの考察・協議が足りていなかつたことが要因となる。

以下に、タイにおける会社の清算手続の概要および、進出時における合弁契約書作成に関わるポイントを、会社清算（契約解消）を念頭に説明する。

### (1) 清算手続

タイでは、会社を任意に解散および清算することができる。会社の閉鎖手続は、主に以下の手順となる。

- ① 会社の解散決議（特別決議）
- ② 会社の残資産の処分および株主への分配
- ③ 解散登記
- ④ 新聞広告（解散登記後14日以内）
- ⑤ 所轄税務署への通知（解散登記後15日以内）
- ⑥ 清算財務諸表の作成・監査
- ⑦ 法人税申告（解散日後150日以内）
- ⑧ 税務調査（タックスクリアランス）
- ⑨ 清算完了

現地法人を解散させる際には、株主による特別決議が必要とされ、株主総会に出席した議決権を持つ株主の4分の3以上の賛成多数を以て可決されなければならない。この解散決議が可決されなかった場合、裁判所に申立てを行い、事業継続が不可能と判断された場合は解散が認められるが、この手続には1年以上かかることがある。

また、債務の支払や資産の分配といった会社事務を処理するため、清算人を任命する必要がある。この清算人は民法1250条で「清算人の義務は、会社の業務を整理すること、その債務を支払うこと、およびその資産を分配することである」とされている。日系企業の多くは、清算業務を委託した弁護士を清算人として指名するケースが多い。

会社の解散登記完了の日から15日以内に、清算人は解散の旨を所轄税務署へ通知する義務を負う。これを怠った場合、会社に対して納税額に加え、それと同額の加算税の支払を求められる。タックスクリアランスが完了し所轄税務署からVAT登録の抹消通知が届くまでは、毎月の源泉税およびVAT申告・納付を継続する必要がある。

会社の解散および清算に関する法的手続の期間は、数カ月から数年を要する。

### (2) 進出時の注意点

最も重要なのは、進出を検討する段階で、具体的な数値で撤退の基準を決めておくことだ。特に合弁会社でポイントとなるのが、株式総会での決議と債務超過の場合の負担割合となる。合弁先とのトラブルを防ぐためにも具体的な基準を合弁契約書に明文化しておくことが必要となる。債務超過については、「出資比率に応じて債務を負担する」という事項、株式を譲渡する場合は「資産鑑定人による評価に従う」というように株価の基準も明記しておくと良い。

合弁契約書の作成時に、合弁先と撤退についても議論すると、相手の真意も見えてくる。先を見越した予防策もあるが、今後の事業を共に進めていく相手の真意を知るといった面でも、重要な作業と言える。

この合弁契約書についてだが、後に会社の解散などに伴う合弁契約の解消の際に、契約書の内容の解釈から争うケースが多い。また、紛争をどこの裁判所（仲裁機関）で、どの準拠法に従って解決するかも争点となる。

合弁契約書には、双方の義務内容の明確性が求められ、紛争解決の方法（裁判管轄・仲裁地・準拠法等）を含め、契約解除方法・合併解消の基準についても明確に定めておく必要がある。特に外資規制によりタイ側資本がマジョリティとなるケースが多いので、進出前から慎重に準備するべきである。

使用言語は、日タイ合弁の場合、英語で作成するケースが多い。これは、日本企業、タイ企業の双方が理解できる言語を使用する意図があるが、往々にして解釈の違いが生じやすいので、最初の段階で、法律専門家を交え協議・相互理解に努める必要がある。

合弁契約書では、合弁当事者が保有する株式の譲渡を希望する場合、まず他の合弁当事者に優先的に買取りの権利を与えるのが一般的だが、その際に譲渡金額について額面での譲渡と記載している場合がある。しかし、タイにおける株式譲渡については、市場価格を下回った価格での株式譲渡については、譲渡価格と市場価格との差額に対して税務当局から課税を主張されるケースがある。よって、合弁契約書に鑑定評価会社の鑑定に基づく価額で譲渡する旨を規定し、鑑定評価会社の選定方法・手順について詳細に規定する方が好ましい。

ここで注意する必要があるのが、上記の方法で保有株式を譲渡しただけでは合弁契約の義務から解放されたわけではないということ

だ。合弁契約は契約解除（もしくは契約期間の満了）しない限り契約当事者は拘束される。よって、合弁契約書には合弁当事者が株式をすべて譲渡した場合には、合弁契約の当事者から除かれる（もしくは契約解除）旨、を規定しておく必要がある。

合弁契約書は、あくまで企業双方の個別契約であり、契約当事者しか拘束しないことに注意されたい。一方、付属定款においては会社法上の規則により会社の行為を規律している。

よって会社の行為に対しては、合弁契約書と付属定款との間で相違があった場合、付属定款が優先される。合弁契約書の契約不履行があった場合は、あくまで損害賠償の問題となる。そのため、合弁契約書を作成する場合は、合弁契約書で規定した内容をそのまま付属定款に規定されることをお勧めする。

しかし、付属定款に規定できない内容も含まれることが想定されるため、法律専門家のレビューが必要となる。ここで、付属定款はタイ語で作成する必要があり、内容を事前に把握するために英訳する必要がある。

加藤大和（かとう ひろかず）

インドネシア担当。PT. Tokyo Consulting ディレクター（社会保険労務士）。国内にて会計・労務など幅広い業務に携わり、2011年6月よりPT. Tokyo Consultingのディレクターとしてジャカルタ勤務。現在はインドネシアに進出する日系企業のビジネススキームの構築支援、設立代行、会計、税務、労務等を行っている。リージョンマネージャーとしてシンガポール、マレーシア、フィリピンも統括している。

小林平悟（こばやし ひょうご）

タイ担当。Tokyo Consulting Firm Co., Ltd. ディレクター。シニアコンサルタント。2011年3月よりタイに駐在し、進出前の市場調査やスキーム構築、会社設立から、進出後の会計税務、労務等を幅広く手掛ける。リージョンマネージャーとしてミャンマー、ラオスも統括している。